

兵庫県消費者教育推進計画「ひょうご“消費者力”アッププラン」の概要

趣旨等

【趣旨】自ら判断・選択・行動できる自立した消費者、さらには公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者を育成するため、多様な主体との参画と協働のもと、全県的な消費者教育を推進する

【位置づけ】消費者教育推進法第10条第1項に基づく計画

【計画の期間】平成27年度～平成29年度

現状・課題

【消費者を取り巻く現状】

○25年度の消費生活苦情相談件数は過去5年間で最多である。特に、高齢者の相談件数は年々増加。

○相談内容では、インターネット関連トラブルが最も多い。

【学校における消費者教育の現状】

○小・中・高校とも、ほとんどの学校で実施されているが、時間は概ね2～3時間と短い。

○大学で消費者教育を受けた割合は32.7%である。

【地域における消費者教育】

○市町では、講座やセミナーは実施されているが、マンパワーや予算の確保などの課題がある。

○事業者は、消費者教育として商品やサービスを活用した一般向け啓発を実施。課題は、人材や資金不足、経営者の理解不足等。

○消費者団体は、高校との協定による消費者教育事業や、地域における啓発や高齢者の見守り活動等を実施。

○地域において、高齢者向けの取組は、市町や消費者団体等により多く行われているが、障害者向けの取組は十分とは言えない。

【兵庫県の取組】

次世代向けの取組	小・中・高校・大学向けの教材開発・配布、大学生が主体の「くらしのヤングクリエーター」等 人材育成
高齢者向けの取組	高齢者向け出前講座・セミナー、啓発チラシの配布、見守り者への研修等
啓発・キャンペーン	講座・セミナーなど延べ約45,000人が参加 (H25)

○体系的な消費者教育の推進

- ・「消費者市民社会*」形成に向けた意識づけ
- ・主体となる市町、団体での取組状況の違い
- ・高齢者、障害者等へのさらなる対応

○消費者教育を推進する主体の役割分担と連携

- ・関係機関、団体等消費者教育の主体の役割分担と連携強化
- ・地域で消費者教育を企画、調整する中核機能の必要性

○消費者教育の担い手養成、活用

- ・地域で消費者教育の企画、実施のできる人材の養成
- ・これまで養成した消費生活リーダー等の活用

目標

生きる力を育み、自ら考え行動する自立した消費者、さらには、積極的に社会に参画、協働する消費者の育成

基本方針

参加・体験型による実践力の養成を中心とした
○ライフステージ等に応じた
総合的、体系的な消費者教育の推進

参画と協働による
○多様な関係機関・団体とのネットワークの強化

○消費者が主体となった安全安心な
地域づくりの推進

推進体制

- ・兵庫県安全安心な消費生活推進本部等による全県的な推進
- ・県と市町との役割分担による消費者教育の推進
- ・県消費生活センターの消費者教育推進機能の強化
- ・関係機関、団体、事業者等との連携による推進強化

推進方策と今後の取組例

1 世代・特性に応じた様々な場で展開される多様な消費者教育の推進

(1) 次世代向け消費者教育の推進

- 特別支援**
- ・体系的な参加・体験型消費者教育の推進
テーマを整理した授業例の提案、外部講師の紹介
 - ・地域団体等との連携
PTA、青少年団体、地縁団体、消費者団体等と連携した出前講座の実施
 - ・特別支援学校向け消費者教育の推進
- 大学生**
- ・若者の消費生活リーダーによる啓発活動の拡充
小、中、高校生や高齢者等異世代への啓発活動等の促進
 - ・大学での講義開設に向けた取組の展開
単位取得可能な講義としての消費者教育講座プログラム、教材の開発・作成

(2) 安全安心な消費生活に向けた取組

- 成人**
- ・身近な場での啓発の実施
消費者市民社会を意識した内容の講座を公民館、自治会等身近な場で実施
 - ・職場での消費者教育の推進
コンプライアンス確立も含めた就労者向け出前講座
 - ・家庭での消費者教育の推進
子どもをもつ保護者等に対し、モノの大切さや食の安全・安心等の消費者教育の推進、親子等向け講座の実施、家庭内の事故防止に関する情報提供
- 高齢者**
- ・地域の多様な場での普及啓発
高齢者大学や介護施設、障害者施設、外国人向け等地域の様々な場での啓発
 - ・関係機関連携等による見守り活動への支援
社会福祉協議会や介護施設、防犯グループ、事業者等と連携した見守り

2 消費者教育の担い手の育成・活用

- ・コーディネートを担う人材養成・講師活用
消費生活相談員等をコーディネーターとして養成、活用
- ・多様な分野での人材育成
食育や環境、防災教育等消費生活に関連する分野での担い手育成、協働
- ・教育現場における人材育成、活用
教員、保育士等向け研修会、外部講師・教材等の提案等

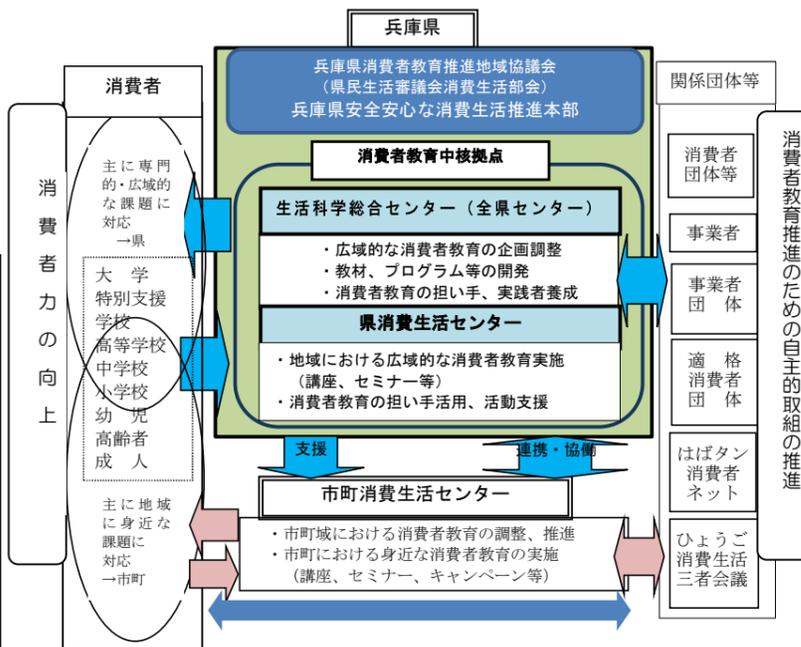
3 多様な主体の参画と協働による推進

- ・消費者団体による安全・安心な地域づくりへの参画
- ・事業者、生活協同組合、適格消費者団体等との連携による専門性を活かした取組
- ・ひょうご消費生活三者会議（消費者、事業者、行政25団体）などによる取組

4 効果的な情報収集・発信

- ・情報紙、ツイッター等を活用した世代に対応した情報発信
- ・市町、団体等との連携による情報収集、発信

【全県の消費者教育の推進体制】



*「消費者市民社会」＝消費者としての役割において、社会倫理問題、多様性、世界情勢、将来世代の状況等を考慮することによって、社会の発展と改善に積極的に参加する社会